

IAI パラスポーツパーク 団体登録及び利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は IAI パラスポーツパーク (以下パークといいます。) における利用規約、団体登録、予約方法、利用方法について必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

(1) 個人利用 本パークの施設を貸切りによらず利用することを言います。

ユニバーサル練習等の時間のみの使用が可能です。

障害の有無に関わらず、個人練習することを前提にしています。

障害保険に加入していることが条件になります。

※ユニバーサルとは、障害者も含め、多様な人が共に活動することです。

個人練習については、連絡先等個人登録をしていただきます。

個人登録は、安全性に配慮して人数を制限することがあります。

(2) 団体利用 パークの施設を貸切りによらず利用することを言います。

(3) 株式会社 IAI 以外の団体の種類【優先の順位】

- ① 障がい者競技団体
- ② 障がい者団体に関連する団体
- ③ 障がい者スポーツへの協力団体
- ④ 地域等の団体
- ⑤ その他のスポーツ団体

(個人利用)

第3条 個人利用の事前予約はできません。HP 等でユニバーサの練習日に参加できます。

(団体登録)

第4条 本パークを団体利用するには、事前団体登録が必要です。

2 登録の要件は、小学生以上の構成員が5名以上であり、且代表者が18歳以上である団体とします。

3 登録するには、次の各号に掲げる書類を持参の上、代表者の方が本パークに提出してください。

有効期限 1年

(1) (団体登録申請書) (HP 上に PDF・ワードにて提示)

(2) 団体名簿

(3) 代表者の住所及び氏名が確認できるもの (免許書・健康保険書・学生所書等)

4 登録時に「団体登録カード」を発行します。

なお、予約・利用日に使用しますので紛失しないようにお願いします。

5 団体登録に当たっての注意事項は次の各号に掲げるとおりです。

(1) 代表者が複数登録や、団体を分割して複数の団体として登録するなどは認めません。

(2) 同一団体による複数登録や、団体を分割して複数の団体として登録するなどは認めません。

(予約申込み)

第5条 本パークの申込みは、①については、1年前、②、③については3か月前にメール、お電話でご相談ください。④については、1か月前に、空き状況をHPで提示して、お電話で申込みとします。2025年3月の予約については、2月1日(土)にHPで掲載し、2月5日(水)10時から11時に電話での申込みになります。通常は25日に提示、次の月の第1水曜日10時～11時に電話での申込みになります。

※団体登録は、2月1日から事務所の開館日に発行できます。

(施設利用方法及び事故)

第6条 施設利用当日の注意事項は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 団体利用当日は団体登録カードを必ず持参ください。
- (2) 利用時間は、備品の準備・設置・片付けの時間も含まれます。片付け開始時刻については、スタッフの指示に従ってください。また、競技備品の設置及び片付けは、利用団体がスタッフの立会いのもと行ってください。
- (3) 障がい者スポーツの備品については、お貸しします。事前に問合せください。
- (4) 利用者の故意または不注意により本パークを傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。
- (5) 本パークの施設利用中に生じた盗難、怪我、その他の事故等について、本パークに故意または重過失がない限り、責任を負いません。利用者同士の本パーク内外でのトラブルについても同様とします。
- (6) 利用者は、本パークにおいて、技量を超えた行為及び危険行為を行わないでください。
(利用規則や利用時間を守っていただけない場合、他の利用者に迷惑がかかった場合などは即時にご利用をお断りすることがあります。)

(規約の変更)

第7条 利用規約等の変更を行う場合、本パークのHP上で公開するものとします。

(暴力団の排除措置)

第8条 本パークの施設を暴力団員や暴力団関係者等が利用することは認めません。利用の承認後に当該事実が判明した場合は、利用の承認の取り消しを行うことがあります。なお、暴力団員の定義は、静岡県暴力団排除条例を参考にします。

2 構成員に暴力団員や暴力団関係者等が利用することは認めません。これが判明した時点で、登録を抹消します。

3 暴力団員等に該当しない者であっても、本パークの利用目的又は内容が暴力団の活動を助長し、または、運営に資することとなるものと認めるときは、本パークの利用について、本パークの利用規約に関わらず、本パークの利用を拒むことができることとします。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、本パークはその責めを負わないものとします。

付則

この規約は、令和6年2月1日から適用します。

パラフットボールパークの使用についての注意事項

- ・開館は、10時開館、(必要に応じて9時開館) 閉館は20時30分になります。
- ・利用時間 10時から12時、13時から17時 18時30分から20時30分です。
- ・人工芝、多目的エリアでは食事はできません。人工芝、多目的エリアでの飲水は水とします。他の飲料は、エリアを外れてお願いします。
- ・人工芝は、スパイクシューズは使用できません。人工芝専用シューズもしくは運動靴をご利用ください。
- ・男女の更衣室、シャワーがあります。ご使用の際は、事務所にお声がけください。